

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成24年7月3日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同月24日から同年8月13日まで縦覧に供する。

平成24年7月17日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
木田郡三木町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 氷谷原地区	三木町産業振興課
"	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 下宮尾地区	"
"	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 福万地区	"